

日本風景街道のロゴマーク・文字の使用に関する管理運用マニュアル

(目的)

- 1 本マニュアルは、日本風景街道の普及促進や良好なブランド形成の視点から、日本風景街道のロゴマーク及び文字（以下「ロゴマーク等」という。）が幅広く活用されるとともに、日本風景街道の趣旨にそぐわない形で使用されることを防止するため、ロゴマーク等の管理運用に関し、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

- 2 (1) 本マニュアルにおいて「ロゴマーク」とは、以下のものをいう（別紙1、2-1及び2-2）。
 - ① シンボルマーク
 - ② シンボルマークと「日本風景街道」という語句が一体となっているもの(2) 本マニュアルにおいて「文字」とは、「風景街道」という文字をいう。

(権利の保有者)

- 3 ロゴマーク等に関する商標権は、国土交通省が保有する。

(申請手続)

- 4 (1) ロゴマーク等を使用しようとする者は、使用の目的や用途、使用場所、使用期間、使用イメージ（ロゴマークを使用しようとする場合に限る。）等を記入した申請書（別紙3）を管轄の内閣府沖縄総合事務局、国土交通省地方整備局または北海道開発局（以下「地方整備局等」という。）に提出し、その許諾を受けなければならない。

なお、使用場所が複数の地方整備局等の管轄地域に跨る場合は、一の地方整備局等へ申請書を提出すれば足りる。

(2) ロゴマーク等の使用許諾を受けた者は、許諾を受けた使用期間を超えて引き続きロゴマーク等を使用する場合または申請書に記載された事項を変更する場合には、許諾を受けた地方整備局等に申請書を提出し、その許諾を受けなければならない。

(審査手続)

- 5 (1) 地方整備局等は、前項の申請内容について審査の上、許諾の可否を申請者に通知するものとする（別紙4及び5）。
 - (2) 地方整備局等は、ロゴマーク等の使用期間について、5年間の範囲内で許諾することができる。

- (3) 地方整備局等は、許諾の可否を申請者に通知した場合は、当該通知文及び申請書を国土交通省道路局、風景街道地方協議会及び各地方整備局等に送付するものとする（別紙6）。

（使用者）

- 6 (1) ロゴマーク等の使用者は、原則として風景街道パートナーシップ及び風景街道パートナーシップを構成する個人又は団体（以下「パートナーシップ等」という。）とする。
- なお、風景街道パートナーシップを構成する個人または団体が使用する場合は、予め風景街道パートナーシップ内部において合意形成を図るものとする。
- (2) 地方整備局等は、パートナーシップ等以外の者から申請のあったロゴマーク等の使用が日本風景街道の取組みの向上に寄与するものと認められる場合は、許諾することができる。
- (3) パートナーシップ等以外の者は、その使用がパートナーシップ等に関係する場合には、予め当該パートナーシップ等の了解を得るものとし、申請書にパートナーシップ等の了解を得たことが確認できるものを添付するものとする。

（使用目的）

- 7 地方整備局等は、申請のあったロゴマーク等の使用目的が日本風景街道の取組みの向上に寄与するものと認められる場合は、基本的に許諾するものとする。

（使用制限）

- 8 地方整備局等は、申請のあったロゴマーク等の使用が日本風景街道の信用・ブランドに悪影響を及ぼすと考えられる次のいずれかに該当する場合は、許諾しないものとする。
- (1) 前記の使用者または使用目的に合致しない場合
- (2) 営利目的として使用する場合（日本風景街道の活動に資する場合を除く）
- (3) 特定の政治・宗教・思想などの活動に使用する場合
例) 選挙活動における配布物等への使用、布教目的のパンフレットへの使用 等
- (4) 法令・公序良俗に反する場合またはその恐れのある場合
例) 商品を販売するために必要な資格・免許を所持しない者による商品への使用、風俗関連商品への使用 等
- (5) 使用物にあっては、その品質・規格・性能等が法令等に定める基準を満たしていない場合またはその恐れのある場合
例) 景観条例に適合していない看板等への使用 等
- (6) 日本風景街道に関連する取組みを推進する上で、支障を生じる恐れがある場合
例) ギャンブル行為（パチンコ、競馬、競艇 等）に関する広報 等

(ロゴマークの使用に際しての留意事項)

9 地方整備局等は、申請のあったロゴマークの使用方法について、以下の事項に留意するものとする。

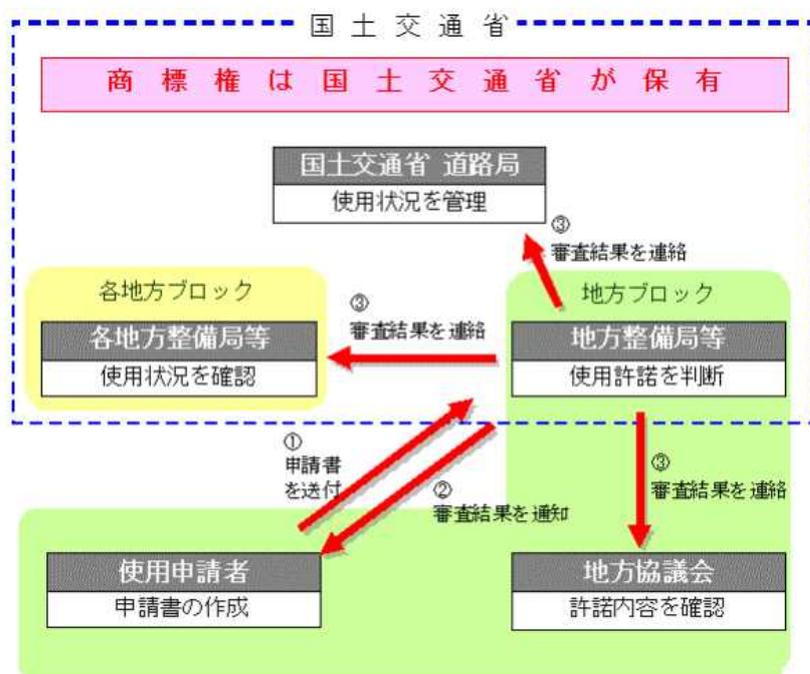
(1) ロゴマークの形状、色彩、大きさについて

- ① 形状は別紙1のとおりとする。なお、使用するロゴマークの大きさが小さいことにより「日本風景街道」という語句が判読できない場合は、当該語句を表示しないことができる。
- ② 色彩は別紙2-1のとおりとし、無彩色とする場合（別紙2-2）以外の色彩の変更は認めない。
- ③ 大きさについての制限は設けないが、縦横の比率は変更しないものとする。

(2) ロゴマークのフレームについて（別紙1）

- ① フレームの色は原則黒色とする。
- ② ロゴマークを使用する対象の下地が無色、若しくは無色に極めて近い場合は、フレームを表示する。
ただし、身に着けるもの（帽子、バッジ類、Tシャツ等）に使用する場合は、フレームを表示しないことができる。
- ③ ロゴマークを使用する対象の下地が有色の場合は、フレームの表示に代えて白抜き角丸四角内にロゴマークを配置する。

10 申請及び審査、使用許諾の実施は、下記の体制及び流れに基づき実施する。



(手続の省略)

11 地方整備局等は、第4項ないし第5項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、手続の全部または一部を省略することができる。

- (1) 報道機関が報道を目的として使用する場合
- (2) 国の行政機関及び地方公共団体が使用する場合
- (3) 日本風景街道の登録名称に使用する場合

(譲渡等の禁止)

12 ログマーク等の使用許諾を受けた者は、その権利の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供することはできず、かつログマーク等の使用を第三者に対して許諾することはできない。

(取消・中止)

13 地方整備局等は、ログマーク等の使用が次のいずれかに該当する場合、使用許諾を取り消し、または使用の中止若しくは使用物件の回収などを求めることができる。

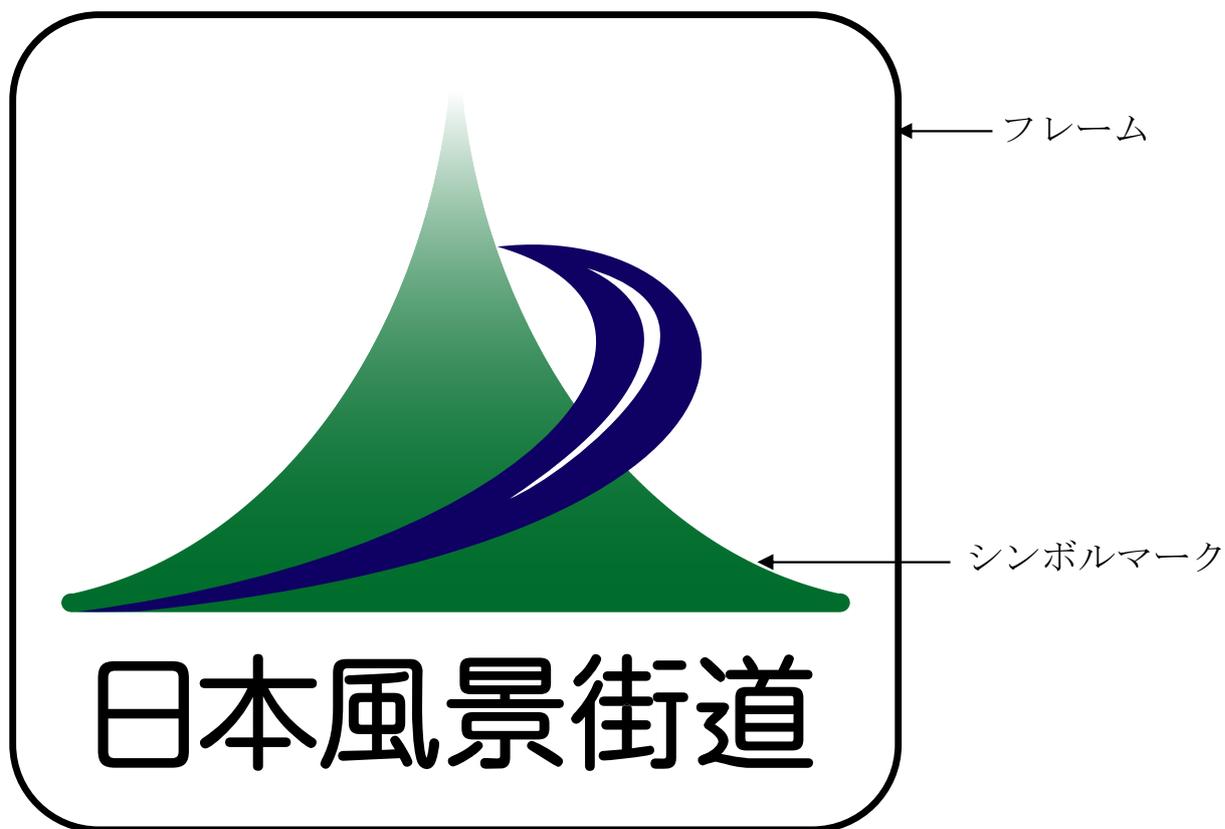
- (1) 本マニュアルに定める事項に違反した場合
- (2) 申請内容に虚偽のあることが判明した場合
- (3) 使用許諾を受けていない場合
- (4) その他風景街道地方協議会が適当でないと認めた場合

(補則)

14 本マニュアルは、関係法令の改正等を踏まえ、必要に応じて見直しが行われるものとする。

<別紙1>ロゴマークの基本デザイン

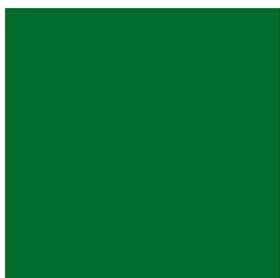
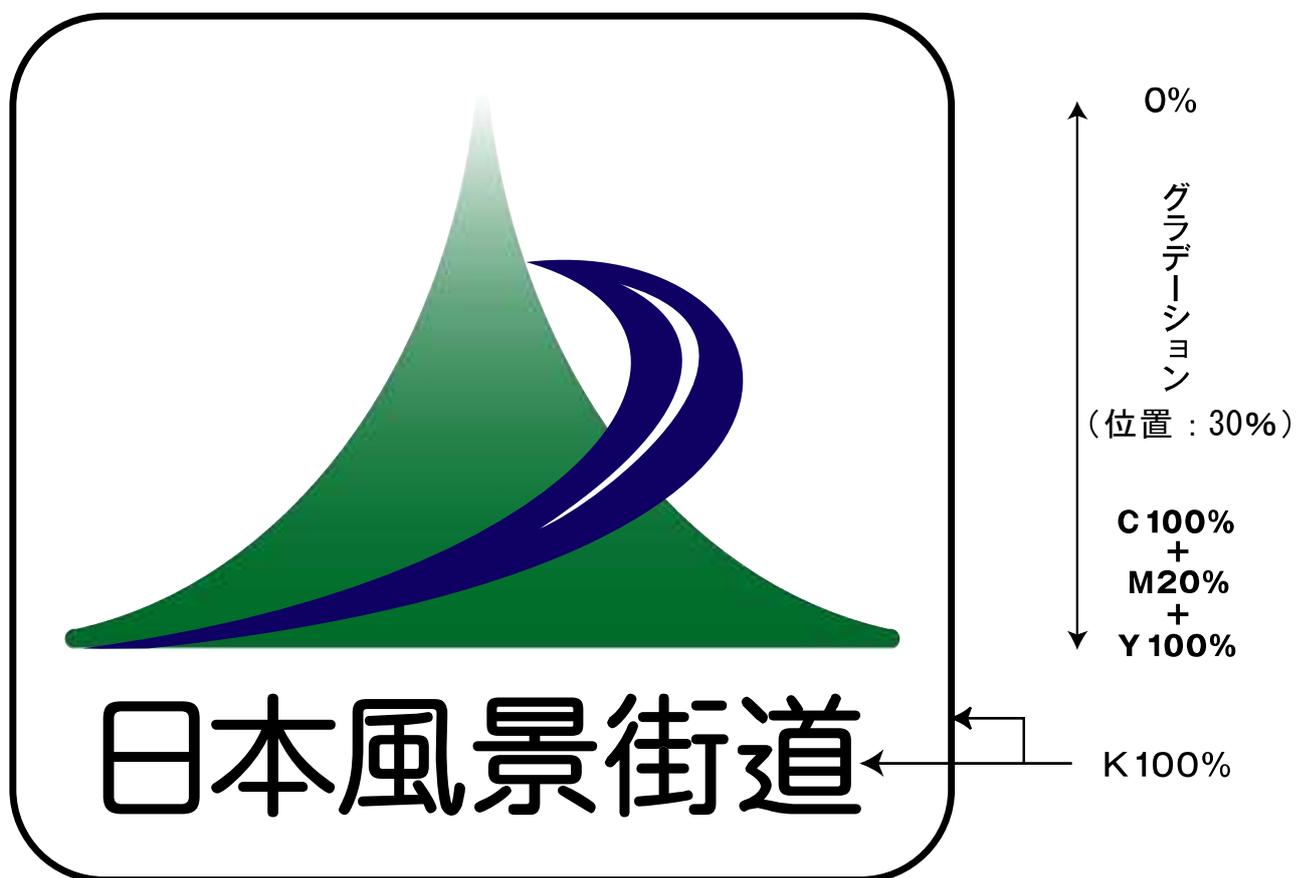
■下地が無色もしくは無色に極めて近い場合



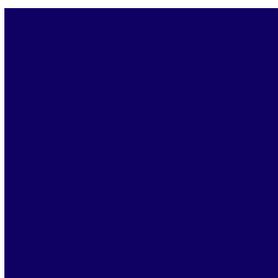
■下地が有色の場合



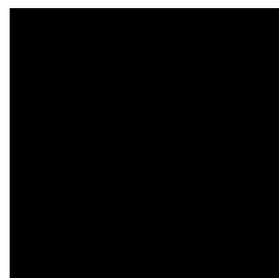
<別紙2-1>ロゴマークの色彩



C 100% + M 20% + Y 100%

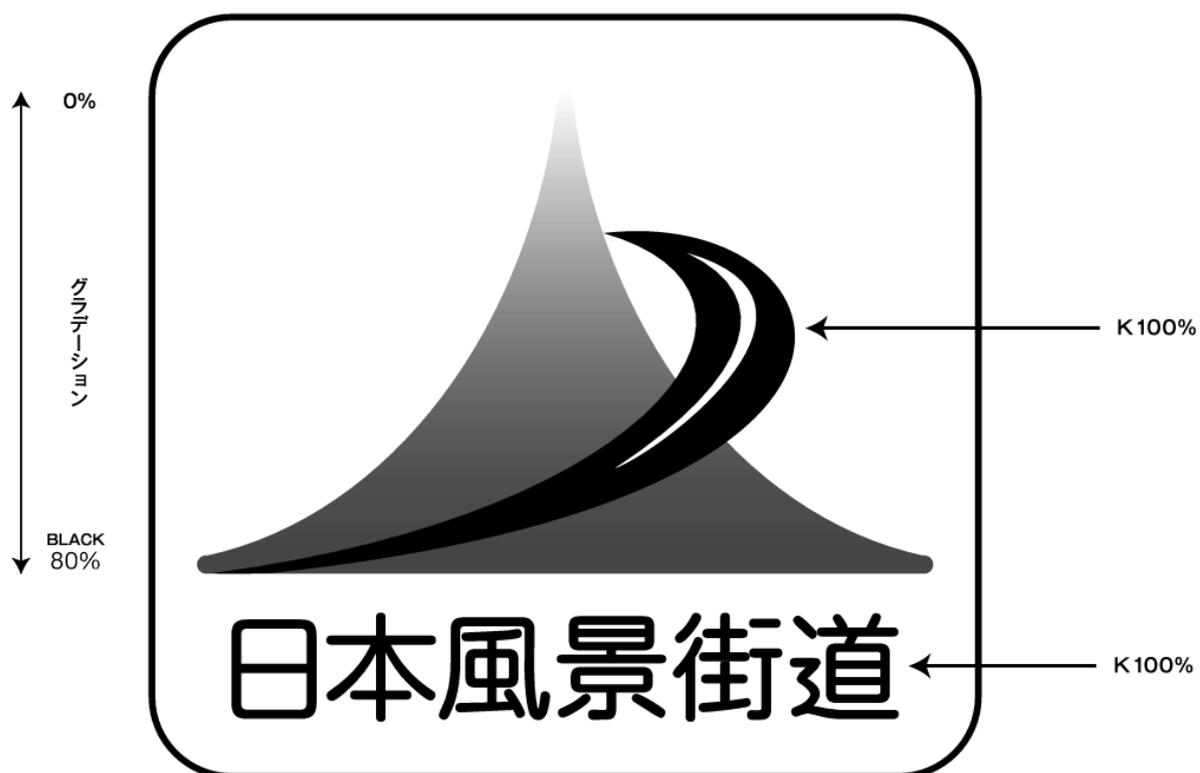


C 100% + M 100% + K 20%



K 100%

<別紙 2 - 2 > ロゴマークの色彩



日本風景街道 ロゴマーク・文字 使用申請書

年 月 日

国土交通省〇〇地方整備局 風景街道担当課長 殿

下記のとおり、「日本風景街道のロゴマーク・文字の使用に関する管理運用マニュアル」に基づき、関係資料を添えて、(ロゴマーク/文字)の使用を申請します。

記

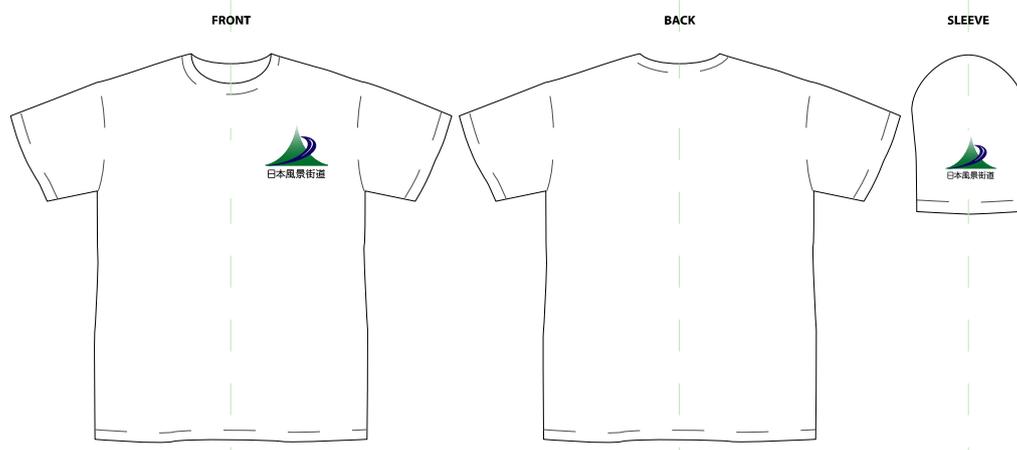
パートナーシップ	風景街道の名称(登録番号)	(第 号)
	風景街道パートナーシップの名称	
	代表者氏名	
	代表者所属組織名	所属組織名【 部 署 名【 】
	代表者連絡先	T E L: F A X: E-mail:
使用申請者	使用申請者 氏名	
	使用申請者 住所	
	使用申請者 連絡先	T E L: F A X: E-mail:
使用の目的、用途 ※使用の目的、使用する商品・サービス等を記述してください		
使用場所(又はその使用の本拠) ※使用する場所を記述してください		
使用期間 ※使用する期間を記述してください ※最大で5年間とします		

ロゴマークの使用イメージ

※ロゴマークの使用を申請する場合のみ添付してください

※ロゴマーク使用時のデザインや表示の仕方を記述してください

(例) Tシャツに対してロゴマークを使用する場合



(例) 帽子に対してロゴマークを使用する場合



(例) 看板に対してロゴマークを使用する場合

